

情報通信産業振興地域における不動産取得税課税免除

[規定: 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第4条]

情報通信産業振興地域内において、「情報通信産業振興地域対象設備」を新設し、又は増設した者について、課税免除の対象となります。

【対象地域】

情報地域: 那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町 (計 24市町村)
特別地区: 那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市 (計 5市村)

1 対象事業

①「情報通信産業」*: 電気通信事業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業 [規定: 沖振法第3条第6号]

②「特定情報通信産業」: データセンター、情報通信機器相互接続検証事業、受託開発ソフトウェア業、情報システム開発業、システムインテグレーションサービス業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、データベースサービス業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、情報セキュリティサービス業 [規定: 沖振法第2条]

※ 沖振法に規定する①「情報通信産業」のうち、情報記録物の製造業、映画・ビデオ等制作事業、放送業については「2 対象施設の要件」に該当しないため、課税免除の対象外。

2 対象施設の要件

- 令和4年8月1日から令和7年3月31日までの間に新設し、又は増設したものであること。
- 沖振法第31条第1項に規定する認定事業者が、同法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産(※)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(「情報通信産業振興地域対象設備」という。)

3 課税免除の適用範囲

家屋 : 対象事業の用に直接供する部分

土地 : 適用家屋の垂直投影部分(取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る)

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

- 不動産取得税課税免除申請書(土地、建物それぞれ提出して下さい) ※
- 図面(縮尺の合うもの) → 各階の平面図及び立面図(土地の場合は、配置図も提出)
- 家屋又は土地の登記簿謄本
- 会社の商業登記簿謄本及び定款
- 家屋の建築請負契約書
- 課税免除対象事業に該当するテナントとの賃貸借契約書(テナントが対象事業に該当する場合)
- 土地の売買契約書(土地の場合)
- 減価償却資産であることを明らかにする書類 → 減価償却明細書
- 情報通信産業振興地域対象設備であることを明らかにする書類
→ ・当該実施計画についての県知事名の認定通知及び認定申請書の写し
・主務大臣の確認を受けたことを証する書類等の写し

※(1)は沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えております。

沖縄県 不動産取得税 様式 検索 クリック

< 申請期限 >

(法人) 課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む事業年度分に係る法人事業税の申告納付の期間
(個人) 課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む年分に係る個人事業税の申告期限(3月15日)まで